

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の申請について

1. 協議する内容

富士急モビリティ(株)が運行する路線バス(幹線系統)の運行経費の一部に対して国庫補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)をいただくために、令和8年度(R7年10月～R8年9月)分として定めた計画(案)のご協議をお願いいたします。

2. 協議が必要な根拠

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条により、補助対象事業者は、活性化法定協議会となっているため、本会議でご承認いただき申請手続きを行います。

3. 申請内容

富士急モビリティ(株)が大井町内を運行する路線バス(幹線系統)

①新松田駅～西大友～小田原駅

②新松田駅～下曾我駅～小田原駅の2路線の令和8年度(R7年10月～R8年9月)の運行に対して、資料6-2～資料6-5のとおり申請します。

【協議資料】

資料6-2 地域公共交通計画別紙

資料6-3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

資料6-4 生産性向上の取組(別紙5、6)

資料6-5 運行予定系統を示した地図

4. 今後の流れ

R7年度				R8年度						R9年度
5月	6月	7～8月	9月	10～9月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
交通会議で協議	計画認定申請書提出予定		計画認定予定	事業実施予定	交付申請提出予定		事業評価について協議・提出予定		交付決定予定	入金